

# 令和4年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和4年6月28日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所新館2階 2-1会議室

3. 出席委員 9名

|       |    |         |
|-------|----|---------|
| 会 長   | 7番 | 坂 本 成 一 |
| 副 会 長 | 4番 | 高 田 英   |

|     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 委 員 | 1番  | 縣 次 男   |
|     | 2番  | 二 宮 寿 徳 |
|     | 3番  | 秋 吉 一 郎 |
|     | 6番  | 大 野 重 利 |
|     | 8番  | 江 藤 国 子 |
|     | 10番 | 麻 生 秀 昭 |
|     | 11番 | 橋 本 早 人 |

4. 欠席委員 5番 大 津 雄 司

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

② 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 非農地証明の発行について

④ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑤ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 竹下美佳、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、10名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和4年 第6回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議

長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全

員

異議なし

議

長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号4番 高田 英委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第4までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全

員

異議なし

議

長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくお祈りします。

## ■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第1号～7号 7件)

議

長

それでは、日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議

長

それでは、議案1号ですが、わたくし、議席番号7番 坂本が説明をいたします。受人は建設会社を営んでいます。事務所のすぐ横にこの申請地があります。渡人がもう農業ができない、どうしても買ってほしい、また受人も、他所の人に購入されて不都合が生じるのも困るということで買うこととなりました。受人は農業も手広くやっているかたですので、問題はないと考えます。

それでは、議案1号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案2号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは議案2号について説明させていただきます。

申請地は挾間町来鉢になります。受人の家の入り口に申請地があります。現在、ミカンが植わっております。で、渡人が高齢で耕作できないということで、受人のほうには65歳くらいの息子さんが居りますので、買って管理することになりました。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案3号ですが、議席番号5番 大津 雄司委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号について事務局の方より説明いたします。

場所は挾間町小野の農地です。渡人が高齢であり、また市外にお住まいとのことで知人である受人の方へ売買で所有権を渡すということです。

受人も長らく農業をされておりますし、管理に問題はないと考えております。

以上です。

議 長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案4号ですが、これも議席番号5番 大津 雄司委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号について事務局の方より説明いたします。

すみません、説明の前に一部訂正です。議案の中、受人の年齢が抜けておりました。年齢は62歳です。書き加えてください。

場所は挾間町鬼瀬の農地です。受人の自宅のすぐ近くにあります。

渡人は相続で申請地を所有することとなりましたが農業はしておらず、また市外にお住まいとのことで実際には甥である受人が長いこと管理していたものを今回正式に売買で所有権を渡すということです。

受人が長らく管理しておりましたので問題はないと考えております。以上です。

議 長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案5号ですが、議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

それでは議案5号について説明させていただきます。

場所は湯布院町の中学校、B & G海洋センターの近くです。渡人はかなり前から由布市に住んでおらず、申請地は近所のかたに、公にはないですが貸していて、長いこと買ってくれるかたを探していたそうです。受人は玖珠町でバラ園を経営し、湯布院の道の駅などにバラや野菜を卸しています。申請地でも季節野菜を栽培して道の駅等に出したいとのこと。このかたは昨年まで玖珠町の農地利用最適化推進委員をされていまして問題ないと思います。以上です。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案6号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは議案6号について説明させていただきます。

場所は挾間町田代、小学校のすぐ傍です。生前贈与になります。

渡人であるお父さんは90歳、受人の息子さんは65歳、息子さんも農業の経験は充分あるしなにも問題ないと思います。審議をお願いします。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案7号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは議案7号について説明させていただきます。

場所は挾間町朴木です。堺郵便局のちょっと下あたりに位置します。渡人のご主人が3年くらい前に亡くなって、水田に萱が生えているような状態。

受人はアメリカのかたなのですが、別府のカトリック系の学校で英語の先生をされています。ここの現地に引っ越して農業もやるという話を聞いておりますが、ご本人はあまり日本語が話せなくて会話ができませんのですが、奥さんが日本人で、こちらに移り住んで農業をやるとのことで問題はないかと。いまの草ぼうぼうの状態がすこしでも良くなるんだったら良いのかなあ、とサインをした次第です。審議をお願いします。

議 長

多分、質疑があるんじゃないかなあとと思います。この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

(3番 秋吉 一郎 委員より挙手有り)

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

質問というほどではないのですが、奥さんがやるといっている、こういった案件はどこまで確認したらよいのかな？

10番 麻生 秀昭 委員

この地区は渡人と同じ苗字のかたが何軒かありますが、どのかたでしょう？

6番 大野 重利 委員

場所？渡人と同じ苗字の家が何軒かありますが、牛を飼っている農家さんのところからちょっと由布川溪谷に行ったところのかたです。

面積が約2万平米と広いのですが、受人が「やる」と。私も近所のかたが少しずつでも買ってくれたら良かったのにな、と思ったんですが、もう話ができているそうですし、受人に電話したら奥さんが出て、「やる、頑張ります」ということですのでそれ以上は追及できませんでした。

4番 高田 英 委員

機械等はどうされるんでしょう？

6番 大野 重利 委員

機械はですね、3年前に亡くなったおじいちゃん（渡人の夫）が使っていたくたびれた機械がいくらか持っておるんですが。

4番 高田 英 委員

指導されるかたはいらっしゃるんでしょうか？

6番 大野 重利 委員

これはですね、もう契約できているようにありましたけど、私も近所のかたが5反ずつでも買ってくれたら一番良いなあとと思ったんですが、近所のかたも高齢で自分の

ところの管理がやっつとで、受人がやる気になっているので認めざるを得ないかと。

議 長  
経験は？

6 番 大野 重利 委員

経験はおそらくないと思います。奥さん経由で意思疎通している状態ですが、「一生懸命本人がやるといっている」と。それを認めなくてはしょうがないかなと。

4 番 高田 英 委員

現況としては荒れている状態でしょうか？

6 番 大野 重利 委員

3年経過しているので、だんだん萱が生えて、という状態です。受人はカトリック系の英語教師をなさっていて、休みが多く、奥さんとやるということを素直に聞かなくてしょうがないかなと思いました。

4 番 高田 英 委員

在留資格は大丈夫なのか？永住者ではないかたが農地を取得するのは問題ないのか？

事 務 局

空き家バンク経由で家を買ってそれに付随する農地の案件です。間に不動産屋がかんでいますので、そこは問題ないと思われまます。

6 番 大野 重利 委員

私も近くに住んでおりますので、気にかけておいて近くを通るときにでも指導に行くことができると考えております。

議 長

ほか何か質疑はありませんか？今後、こういった案件は結構出てくるのではないかと思います。

1 番 縣 次男 委員

塚原もですね、以前オーストラリアの人が5反買ったんですよ。

私も最初はどうなることかと心配していたのですが、今では1町くらい人のところを借りて耕している。ものすごく熱心。水路の掃除とか率先して出てくれる。ありがたい存在になっている。若い人だが。APUの先生をされている。で、農業が好きということで今では1町～5反作っているのではないかな。

このような例もあるので、その受人のかたに期待しましょうよ。

議 長

期待しましょう。

それでは、議案第7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

■日程 第2 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第8号～13号 6件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 について、議案朗読説明。

議 長

議案8号ですが、議席番号5番 大津 雄司委員ですが、欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい。資料はですね、資料冊子の1P～6Pまでですが、2Pの見取り図を見ていただくと場所としては下市の一番奥のほう、線路際のところになります。この辺りは最近建売住宅の団地化が進んでおりますが、それに続く形で今回、申請が出ております。土地としては相続による4人の共有持分でありまして、受人の会社はこの辺りを開発している会社が今回建築するということです。第1種農地、10ha以上のまとまりのある農地になるんですが、建売住宅ということで付近の集落と続くかたちでの建築ということになるので、一応例外規定を満たしまして、許可上の問題はないと判断しております。

よろしくをお願いします。

議 長

はい、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

聞いて良いですか。第1種農地だけど建売住宅だからOKだということか？  
建売でなかったら許可されないということなのか？

事 務 局

分譲地がだめです。個人住宅・集合住宅・建売住宅は集落接続を認められるという解釈になっていますのでそれであれば第1種農地でも集落と続くかたちであれば建てることのできるということになっています。

4番 高田 英 委員

続いているれば良い？

事務局

続いていれば良いです。

4番 高田 英 委員

受人の会社は結構、建売住宅をやっていると思うのですが、過去のものはすべてクリアされているのでしょうか？

事務局

クリアというのは建築の進捗状況のことですか？（「そうです。」）

昔は、進捗率は一個終わらないと次建てないというのがあったようなのですが、今は規制が緩くなって進捗率は問われていないです。「過度な遅れの無いこと」というのはありますが。

建売住宅、下市のこの付近でかなり過去4～5件出ているんですが一応進捗している状況なので。

4番 高田 英 委員

ちらりと聞いた噂では建売とはいえ、所有者を募って話が進んだら建てる、ということをしているらしいが…。

事務局

そこまではうちはわからない。現状は一応建てながら募っているのかもしれないが。

4番 高田 英 委員

設計図面どおりになると考えていて良いのか？

事務局

建物がひとつひとつ異なっているので多少変更はあっているかもしれませんが、区画として変更はありません。

4番 高田 英 委員

わかりました。

議長

ほかにご質問はありませんか。質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案9号ですが、4番高田議員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

（4番 高田 英委員 退席）

これも大津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。ひきつづき事務局より説明します。



議案9号、資料は7P～10Pです。8Pの見取り図を見ていただくと分かりやすいのですが、先ほどの8号の案件の下側ですね。下市の集落の中を通っているメイン道路沿いの土地になっております。ここは周りが全部宅地になった、宅地に囲まれているひとつだけ残った135㎡という狭い土地なんですが、今回、受人が駐車場にしたいということで申請が出てきております。

で、10Pの土地利用計画図を見ていただきたいんですが、その土地の北側に申請人のお母さんが住んでいる住宅がありまして、お母さんが高齢で最近病気がちということで家族・親族が集まることが多く、駐車場が不足している状況で、今回、隣接地を駐車場用地として買入れたいとのことなんです。で、この母屋はすでに受人に名義を変えておりまして、お母さんが亡くなったあと、土地なども受人が相続する予定であると聞いております。玖珠郡九重町に住まわれているかたですが、所有については理由が通るので問題はないと思います。審議よろしくをお願いします。

議 長

はい、質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数で、この案件承認と決定しました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして議案10号ですが、これも大津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい。続きまして議案10号です。資料が11Pからになるんですが、12Pの見取り図を見ていただきたいのですが、場所としては挾間町北方字和尚(わしょう)というところでイオンの裏手ぐらいのところ、北方から古野に上がっていく道沿いの農地になるんですが、受人の家が赤で囲んでいる付近にあるんですが、現在、北方で、古野から降りてきた道に続くかたちで新しい都市計画道路の工事が、まだ工事は入っていないのですが作る予定があるというのは聞かれています。受人の家が現在北方の道から隣人宅の横の狭いところを歩いていく作りとなっています。共有の道路であり将来的に共有持ち分だとトラブルにつながる恐れがあるということで、今回裏手に新しい道路ができるということでそちらにつながる進入路を作りたいということで申請が出ております。

それで、14Pの計画図ですかね、隣人宅の裏手から計画道路が通るところで必要最小限、4m幅分筆をして今回購入をしたいということで申請が出てきてお

ります。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

はい、質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

14Pの計画図、土地の所有者は隣人になっている。受人ではないのか？

事務局

土地所有者が受人のお父さんです。お父さんの土地に子供である受人が家を建てている状況です。受人宅の進入路なので、受人名義で土地を取得したいとのこと。

4番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

ほか、質疑はないでしょうか

(3番 秋吉 一郎 委員より挙手有り)

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

計画道路にとりつけるための道路？計画道路は出来上がるのか？

事務局

しばらく計画が止まっていたのですが、計画はしっかりあって、建設課のほうでも準備が終われば着工するのは間違いありません。そういうところまで確認しています。

4番 高田 英 委員

16Pの正面図は横からみた図でしょうか？

事務局

そういうことです。ちょっとわかりにくいとは思いますが。

4番 高田 英 委員

左手のほうは現場打ち擁壁で水路がつぶれてしまうのではないですか？大丈夫ですか？これ、何でしょう？

右は水路でグレーチング入っているのでまあ大丈夫かな、と思う。

これ、ずっとコンクリートで全面埋め上げてしまうっていう話なんじゃないかな、大丈夫でしょうか？

事務局

右側の水路は家の裏手の水路なんで、左側が計画道路側になるんですけど、道路横の水路になるのかな。

一応、渡人側に市の建設課と確認して図面等を書いてくれとお願いしてでてきた書類なんで現状の計画道路の高さなどに擦りつける図面になっています。

確認した結果であると思うんですがそこが何かというのはすみません、ちょっとまだこちらでもわかりません。

現状いまある暗渠が道路下に潜るかたちになるのかなと思います。

#### 4番 高田 英 委員

わかりました。

#### 議 長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

議案11号について、また事務局説明をお願いします。

#### 事 務 局

議案の11号です。

資料は18Pからになるんですが、これがまた下市で、先ほど議案の9号案件のところからもうちょっと西側に行ったところ、土木関係製品を扱う会社があるんですがその前に現在資材置き場また倉庫等を置いているんですけど、その裏手に土地が一個残ってまして、三角地で非常に狭い田なんですけれども、そこを繋げるかたちで駐車場および資材置き場として造成をしたいということでできております。

受人はその会社の社長でありまして自社の駐車場として使うということで申請ができております。まわりもほぼ宅地に囲まれている土地で三角地で非常に使い勝手が悪い土地でありますし、第3種農地でありますので問題はないと考えます。

よろしくをお願いします。

#### 議 長

それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案12号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

#### 6番 大野 重利 委員

はい、それでは説明します。

申請地は挾間町古野、県道向原別府線の古野のちょうど交差点ぐらいの位置にありますが、議案12と13はほぼ一緒のところがありますが、建売をするということです。資料は23Pから24Pくらいをご覧ください。

周囲はもう住宅が建ち込んでおりまして、墓地がついておるんですがその横に空き地が2～3軒あって議案12と13の対象地はそこにあります。  
審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、もう議案12号13号につきまして、一緒に審議したいと思います。  
質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

議案第12号、13号挙手多数の為、案承認致します。

### ■日程 第3 「非農地証明についての審議」

(議案第14号～15号 2件)

議 長

続きまして、日程第3 非農地法証明の発行について事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 非農地法証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。

(3番 秋吉 一郎 委員より挙手有り)

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

現況を見たら「長年耕作しておらず」ということだが、草を切っている以上保全の対象で、ある程度手を加えているように見え、横にも大きな道路がある以上、本当に非農地化して良いものなのか？

事 務 局

おそらくですね、前の町道を作ったときに畑をぶち抜くかたちで道路を作って残地だと思っただけで、かたちからして。完全に道路の脇というか正直使える土地ではないかな、と見た感じでは。まあ果樹でも植えろといわれれば植えれるんでしょうけど。

単独で農地として保全管理する価値があるかといわれたら無いという解釈になるかと考えます。見た感じも畑だという感じは受けないと思います。先入観なく見たときには。

変更後の地目については、まあ、法務局判断ですけれども、隣の山林にくっつくか、木が生えてないなら原野か、というところですかね。雑種地だと税金があがりますので。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、採決をとります。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして議案15号について事務局より補則説明があるようです。

## 事務局

15号なんですが、場所としては韓国苑の前ぐらいのところにある、砂利敷きの駐車場のようなかたちになっているところなんですが、資料41Pの字図を見ていただきたいんですけど、赤枠が今回の申請地でこれの隣接地の156-1と93-5というのがあるんですが、ここは昔、昭和の50何年ぐらいに許可を取った記録があったんです。そこも同じ所有者で地目は田のままだったので今回は許可済みの非農地として事務局で処理をしているんですけども、今回93-4がですね、昭和50年に申請者のお父さんが買われているという記録が登記簿にあるんですけども、昭和50年というのが古すぎて許可書が残ってないんですね。許可の実態が確認できないんですけどおそらく許可取っていると思います、状況から判断して。

農振が外れていて昭和50年に購入している。その後に拡張のようなかたちで申請者のお父さんが買ったっていうさっき許可書があったって部分が広がっていったって状況から判断すると、おそらく許可が出ているだろうという判断を事務局のほうではしているんですけど、いかにせん証拠がないので非農地証明出す以上は総会にかける、ということで今回ださせていただいております。なので違反転用ではないと判断しています。

今は一時的に駐車場のように使っているようですが、将来的にここに小さな店舗を構えたいということで地目変更したい、とのことでした。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

## 議長

高田委員さんどうぞ。

### 4番 高田 英 委員

申請地の状況のなか、「転用から20年以上経過している」とありますが、20年の判断根拠は？

## 事務局

国土地理院の航空写真、昔のもの、何年前かは忘れたんですが確認してここが造成されていると思われる、あまり解像度は高くないのですが、写真があったのでそこからの判断と、昭和50年に買っているという状況から推測ですが、20年以上というのは間違いないかなと。

申請者のお父さんが大工さんをされていて、資材置き場かなにかで買って造成したという状況は読み解けるかなと思ったんですけど。土地のかたちとして埋め上げている。

### 4番 高田 英 委員

これ、なんか、駐車場のところ真ん中くらいから線がひかれているけれど残りの部

分は国道ですか？

事務局

手前の道路側のところですね。44Pの字図、航空写真と重ねたものがあるんですが国道敷きがちょっと広いかたちになっているので。おそらく以前は法面であったところかと。

4番 高田 英 委員  
わかりました。

議長

ほか、質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、採決をいたします。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第4 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」  
(議案第16号～23号 8件)

議長

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）8件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

それでは、議案16号から18号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思います。ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、この16号から18号の案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案19号からは新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この19号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案20号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。  
質問はありませんか。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

地目は田で野菜作ることになっているがそのへん問題はないのでしょうか？

事務局

借受人は豊後高田の人なのでネギだと思います。

田んぼでやることについては問題ありません。

議長

質疑、ほかありませんか？

(ありません。)

それでは、この20号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案21号の案件につきまして、21号・22号・23号借受人が同じです  
ので一括してご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この21号・22号・23号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。